

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成30年9月25日 09時15分ごろ
発生場所	関門港若松航路 若松洞海灣口防波堤灯台から真方位176°84.2m付近 （概位 北緯33°56.0′ 東経130°51.0′）
事故の概要	貨物船第八大福丸は、西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八大福丸 449トン
船舶番号、船舶所有者等	131843 新栄汽船有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷 灯標 先端部に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、砕石約330トン積載し、関門港若松区北湊泊地<small>きたみなと</small>に向けて関門航路から若松航路に入航し、船長が単独で船橋当直につき、若松航路第4号灯標（以下「本件灯標」という。）を船首目標とし、本件灯標の手前で北湊泊地に向けて変針する予定で約7ノットの対地速力で手動操舵により西進した。</p> <p>本船は、船長が、前部甲板で作業中の航海士に注意を向けながら航行を続けていたところ、本件灯標に接近する状況となったことに気づき、主機を中立運転として右舵一杯としたものの、本件灯標に衝突した。</p>
分析	本船は、本件灯標を船首目標として若松航路を西進中、単独で船橋当直についていた船長が、前部甲板で作業中の航海士に注意を向け、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、本件灯標に接近していることに気づくのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件灯標を船首目標として若松航路を西進中、単独で船橋当直についていた船長が、前部甲板で作業中の航海士に注意を向け、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたため、本件灯標に接近していることに気づくのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直中は、乗組員の作業状況等、特定の方向に注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--	--